

令和2年2月13日(木)
神奈川県自治会館3階会議室
午後2時～4時

第65回 横浜市屋外広告物審議会

1 次第

- (1) 開会
- (2) 審議事項
 - ア 禁止地域の指定について
 - イ 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
 - (ア) 照明塔に設置する屋外広告物について
 - (イ) 橋りょうに設置する屋外広告物について
- (3) 報告事項
 - ア 広告物活用地区制度の活用について
 - イ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて
- (4) その他
- (5) 閉会

2 配付資料

- (1) 委員名簿
- (2) 席次表
- (3) 禁止地域の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【審議事項ア】
- (4) 照明塔に設置する屋外広告物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【審議事項イ(ア)】
- (5) 橋りょうに設置する屋外広告物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【審議事項イ(イ)】
- (6) 広告物活用地区制度の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【報告事項ア】
- (7) 屋外広告物の安全点検まち歩きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【報告事項イ】

第32期横浜市屋外広告物審議会委員名簿

(委員名は五十音順)

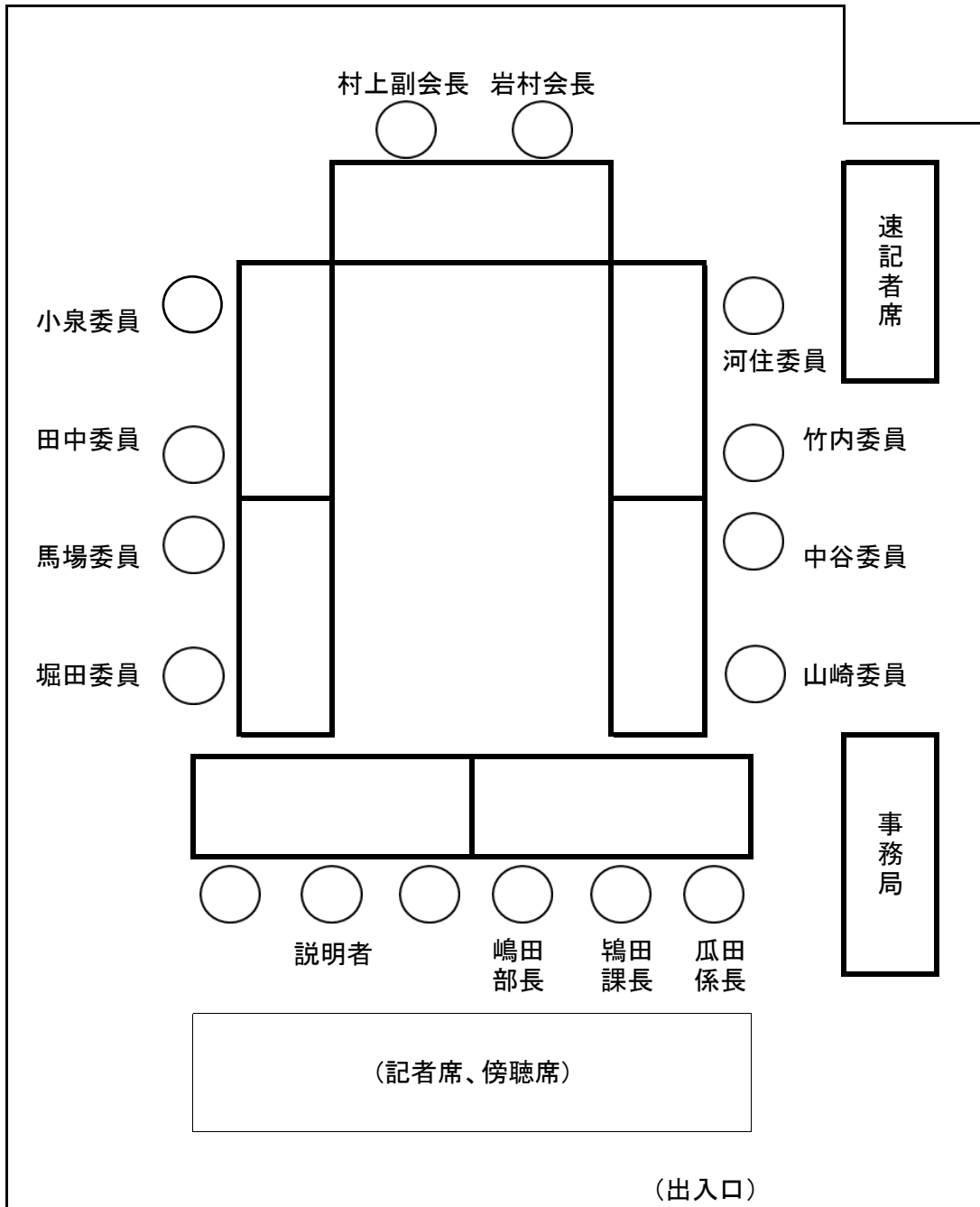
任期 平成30年12月 1日から

令和2年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
副会長	村上 弘一	横浜市商店街総連合会副会長
委員	河住 志保	弁護士
〃	小泉 雅子	多摩美術大学教授
〃	竹内 淳	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	田中 喜芳	人間行動学博士
〃	中谷 忠宏	横浜商工会議所議員
〃	馬場 勝己	横浜市町内会連合会委員
〃	堀田 久史	横浜市屋外広告美術協同組合理事長
〃	山崎 洋子	作家

【第65回横浜市屋外広告物審議会座席表】

会場：神奈川自治会館 3階 会議室



高速横浜環状北西線供用開始に伴う禁止地域の指定について

1 禁止地域の概要

(1) 禁止地域について

禁止地域とは、良好な景観又は風致を維持するため、地域又は場所について、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」といいます。）の設置の禁止をする制度です。なお、禁止地域を指定するには、横浜市屋外広告物条例第 47 条第 3 項の規定に基づき、横浜市屋外広告物審議会の意見を聴く必要があります。

(2) 横浜市屋外広告物条例の規定について

横浜市屋外広告物条例第 6 条第 1 項第 5 号の規定で「道路、鉄道及び軌道の区域並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域」には、広告物等を表示し、または設置してはならないとしています。

(3) 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域について（資料 1）

本市では、道路及びこれらに接続する地域について、高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路は道路の中心線から水平距離 500 メートル以内を禁止地域、それ以外の県道及び市道の高速道路は道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）と指定しています。

(4) 他都市の都市高速道路の禁止地域について

都市名	高速道路の種類	禁止地域の範囲
東京都	都市高速道路湾岸線	道路(本線)の境界線から両側 100 メートル
東京都	都市高速道路湾岸線以外の都市高速道路	主に道路境界線から両側 50 メートル以内で、道路の路面高から高さ 15 メートルまでの空間(一部の区間では高さ制限が無い区間があります。)
川崎市	都市高速道路	両側 50 メートル以内の区域

2 高速横浜環状北西線の概要

(1) 道路の種類

市道の高速道路

(2) 高速横浜環状北西線の位置や構造について（資料 2）

高速横浜環状北西線は横浜北線と直結する路線として、東名高速道路と第三京浜道路を結び、延長約 7.1 キロメートル（うちトンネル部は約 4.1 キロメートル）になります。

(3) 高速横浜環状北西線の周囲の状況について

資料 3 のとおり。

3 高速横浜環状北西線の禁止地域の指定範囲について

高速横浜環状北西線は、市道の高速道路であるため、交通量の増加が見込まれることから、通行車に向けた屋外広告物の乱立が予想されます。そこで、良好な景観又は風致を維持するため、他の県道及び市道の高速道路と同様に道路の中心線から水平距離 50 メートル以内の地域（路面の高さから上へ 15 メートルまでの範囲内に限る。）について禁止地域と指定することが適当であると考えます。

4 施行予定日

令和 2 年 3 月 22 日

〈 参考条文 〉

○屋外広告物法

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

一～三 省略

四 道路、鉄道、軌道、索道 又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五～六 省略

2～3 省略

○横浜市屋外広告物条例

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(5) 道路、鉄道及び軌道の区域 並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域

第5章 横浜市屋外広告物審議会

第47条 市長の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、市に横浜市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 省略

3 市長は、第6条第1項第2号から第6号まで、第10条第1項又は第11条第1項の規定により地域又は地区を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

4～5 省略

新旧対照表

資料 1

(名称) 横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域

旧			新		
(第1項省略)			(第1項省略)		
2 条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域 次に掲げる地域とする。			2 条例第6条第1項第5号の規定により指定する地域 次に掲げる地域とする。		
道路、鉄道又は軌道(以下「道路等」という。)の名称	指定地域	道路等に接続する地域	道路、鉄道又は軌道(以下「道路等」という。)の名称	指定地域	道路等に接続する地域
国道466号線(第3京浜道路)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域	国道466号線(第3京浜道路)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域	高速自動車国道東海自動車道(東名高速道路)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
国道1号(横浜新道)	保土ケ谷区常盤台41番地先から戸塚区上矢部町3,053番の3地先までの区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域	国道1号(横浜新道)	保土ケ谷区常盤台41番地先から戸塚区上矢部町3,053番の3地先までの区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
国道16号(保土ケ谷バイパス・大和バイパス)	町田市側市境から保土ケ谷区狩場町までの区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域	国道16号(保土ケ谷バイパス・大和バイパス)	町田市側市境から保土ケ谷区狩場町までの区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
国道16号(横浜横須賀道路)	保土ケ谷区狩場町から逗子市側市境まで及び金沢区釜利谷町から金沢区並木三丁目2番地の7地先までの区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域	国道16号(横浜横須賀道路)	保土ケ谷区狩場町から逗子市側市境まで及び金沢区釜利谷町から金沢区並木三丁目2番地の7地先までの区域	道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
県道高速横浜羽田空港線(高速神奈川1号横羽線)	中区本牧ふ頭から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)	県道高速横浜羽田空港線(高速神奈川1号横羽線)	中区本牧ふ頭から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)
県道高速湾岸線(高速湾岸線)	金沢区並木三丁目2番地の7地先から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)	県道高速湾岸線(高速湾岸線)	金沢区並木三丁目2番地の7地先から川崎市側市境までの区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)
市道高速湾岸線(高速湾岸線・高速神奈川5号大黒線)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)	市道高速湾岸線(高速湾岸線・高速神奈川5号大黒線)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)
市道高速1号線(高速神奈川2号三ツ沢線)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)	市道高速1号線(高速神奈川2号三ツ沢線)	横浜市内の区域	道路の中心線から水平距離50メートル以内の地域(路面の高さから上へ15メートルまでの範囲内に限る。)

		る。)			る。)
市道高速2号線 (高速神奈川3号 狩場線)	横浜市内の区 域	道路の中心線から水 平距離50メートル以 内の地域(路面の高さ から上へ15メートル までの範囲内に限 る。)	市道高速2号線 (高速神奈川3号 狩場線)	横浜市内の区 域	道路の中心線から水 平距離50メートル以 内の地域(路面の高さ から上へ15メートル までの範囲内に限 る。)
市道高速神奈川7 号横浜北線	横浜市内の区 域	道路の中心線から水 平距離50メートル以 内の地域(路面の高さ から上へ15メートル までの範囲内に限 る。)	市道高速神奈川7 号横浜北線	横浜市内の区 域	道路の中心線から水 平距離50メートル以 内の地域(路面の高さ から上へ15メートル までの範囲内に限 る。)
東海道新幹線	横浜市内の区 域	鉄道の中心線から500 メートル以内	高速横浜環状北 西線	横浜市内の区 域	道路の中心線から水 平距離50メートル以 内の地域(路面の高さ から上へ15メートル までの範囲内に限 る。)
適用の除外 次のいずれかに該当するものは、条例第6条第1項第5 号の規定を適用しない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1 項第1号の規定による商業地域内に表示し、又は設 置する広告物等 (2) 自家用屋外広告物及び管理用屋外広告物(点滅 装置及び映像装置(15秒以上静止した映像のみを 表示するものを除く。))を使用しないものに限る。 (3) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等(点滅 装置及び映像装置(15秒以上静止した映像のみを 表示するものを除く。))を使用しないものに限る。 (4) 当該路線から明らかに展望できないと市長が認 める広告物等 (以下省略)			東海道新幹線	横浜市内の区 域	鉄道の中心線から500 メートル以内
			適用の除外 次のいずれかに該当するものは、条例第6条第1項第5 号の規定を適用しない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1 項第1号の規定による商業地域内に表示し、又は設 置する広告物等 (2) 自家用屋外広告物及び管理用屋外広告物(点滅 装置及び映像装置(15秒以上静止した映像のみを 表示するものを除く。))を使用しないものに限る。 (3) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等(点滅 装置及び映像装置(15秒以上静止した映像のみを 表示するものを除く。))を使用しないものに限る。 (4) 当該路線から明らかに展望できないと市長が認 める広告物等 (以下省略)		

資料 2

K7 横浜北西線

事業の概要・路線マップ

新たな高速道路を建設 ～東名高速道路と横浜港を直結～

K7 横浜北西線 2020.3.22 SUN
(K7 横浜北線 ~ E1 東名高速) 16:00 開通!



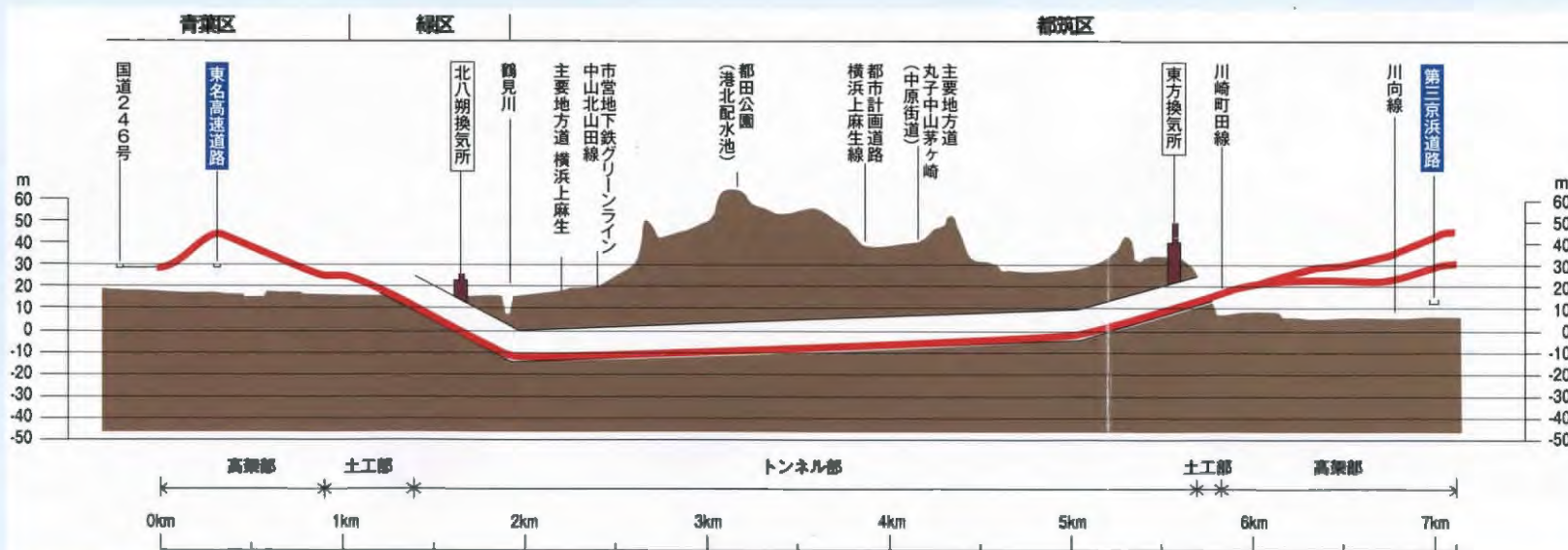
位置図・縦断図・断面図

⑦ 横浜北西線は、延長約 7.1 km のうち、約 4.1 km をトンネル構造とし、トンネルの両坑口付近に 1 か所ずつ換気所を設置します。

位置図



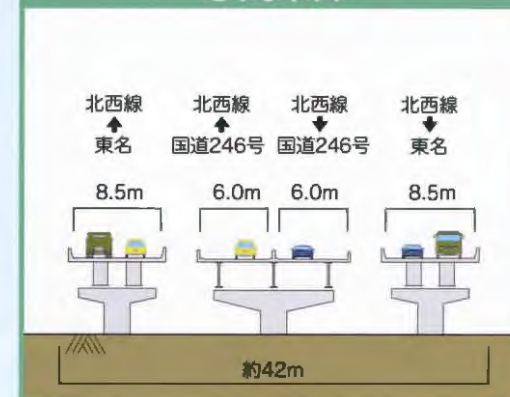
縦断図



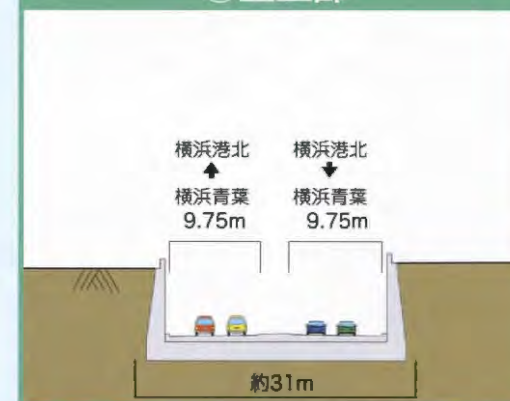
※縦断図は縦断比を変えてあり、高さは東京湾の平均的な海面高さを基準として表示しています。

断面図

① 高架部



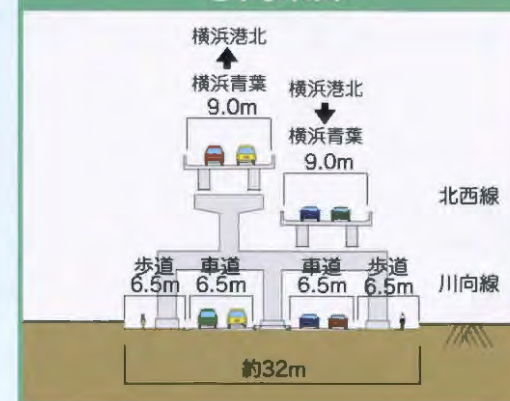
② 土工部



③ トンネル部



④ 高架部



計画概要

☑️ 横浜北西線は、2017年3月に開通した☑️ 横浜北線と直結する路線として、E1 東名高速道路とE83 第三京浜道路を結ぶ、延長約7.1kmの自動車専用道路です。

☑️ 横浜北西線が開通すると、☑️ 横浜北線と一体となり、E1 東名高速道路から横浜港までが直結され、横浜市北西部と横浜都心・湾岸エリアとの連絡強化等が図られます。



* 横浜環状道路

横浜環状道路は横浜市の骨格となる自動車専用道路で、横浜の都心から半径10~15kmを環状に結ぶ計画です。
現在は南線・☑️ 横浜北線(馬場出入口)・☑️ 横浜北西線が事業中です。



首都圏の高速道路ネットワーク図

都市計画道路名称	1・4・8号 高速横浜環状北西線
起 点	青葉区下谷本町
終 点	都筑区川向町
延 長	約7.1km(うちトンネル部 約4.1km)
出 入 口	横浜青葉出入口(既存のインターチェンジを介して国道246号等に接続) 横浜港北出入口(☑️ 横浜北西線及び☑️ 横浜北線の出入口を新設)
接続する道路	E1 東名高速道路(横浜青葉ジャンクション) ☑️ 横浜北線(本線で直結) E83 第三京浜道路(横浜港北ジャンクション)
道路構造	往復4車線、設計速度60km/h
事業者	横浜市、首都高速道路株式会社

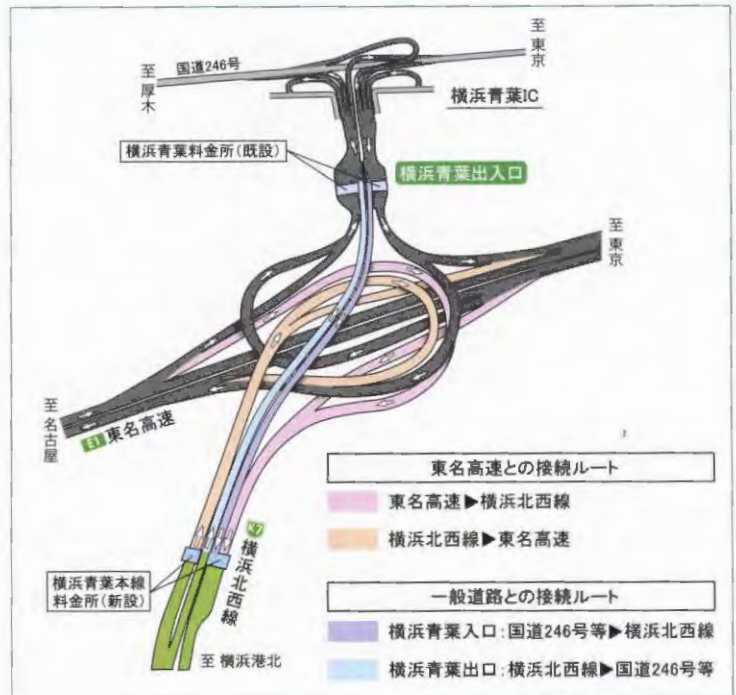
ジャンクション・出入口

横浜青葉ジャンクション・横浜青葉出入口

横浜青葉ジャンクションは、**K7** 横浜北西線と **E1** 東名高速道路との行き来ができます。

横浜青葉出入口は、**K7** 横浜北西線と国道246号等との乗り降りができます。

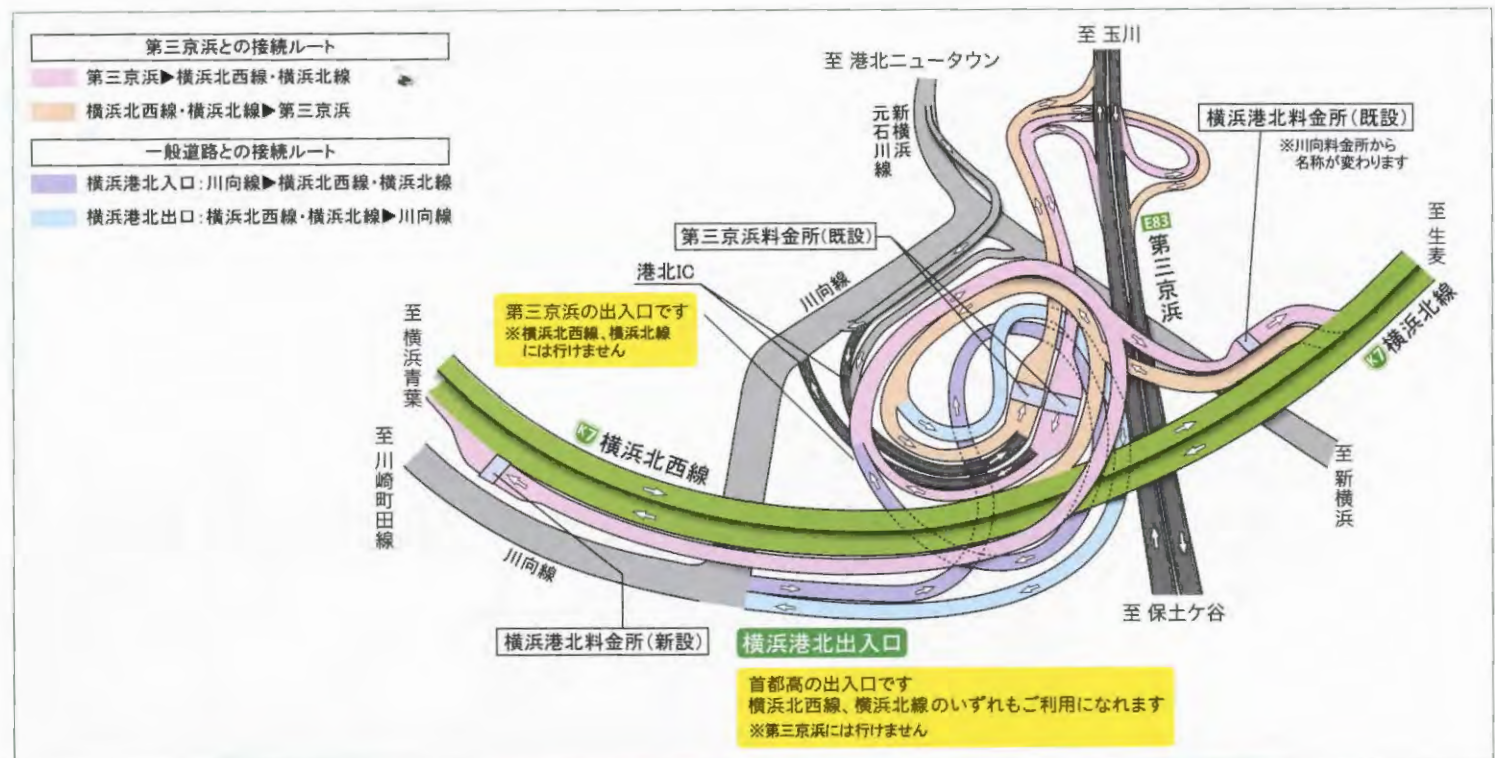
なお、既設の **E1** 東名高速道路の横浜青葉インターチェンジと同じ出入口でのご利用となります。



横浜港北ジャンクション・横浜港北出入口

横浜港北ジャンクションは、**K7** 横浜北西線・横浜北線と **E83** 第三京浜道路との行き来ができます。なお、**K7** 横浜北西線は、**K7** 横浜北線と直結する路線となります。

横浜港北出入口は、**K7** 横浜北西線・横浜北線と川向線との乗り降りができます。なお、既設の **E83** 第三京浜道路の港北インターチェンジとは別の出入口でのご利用となります。



関連街路

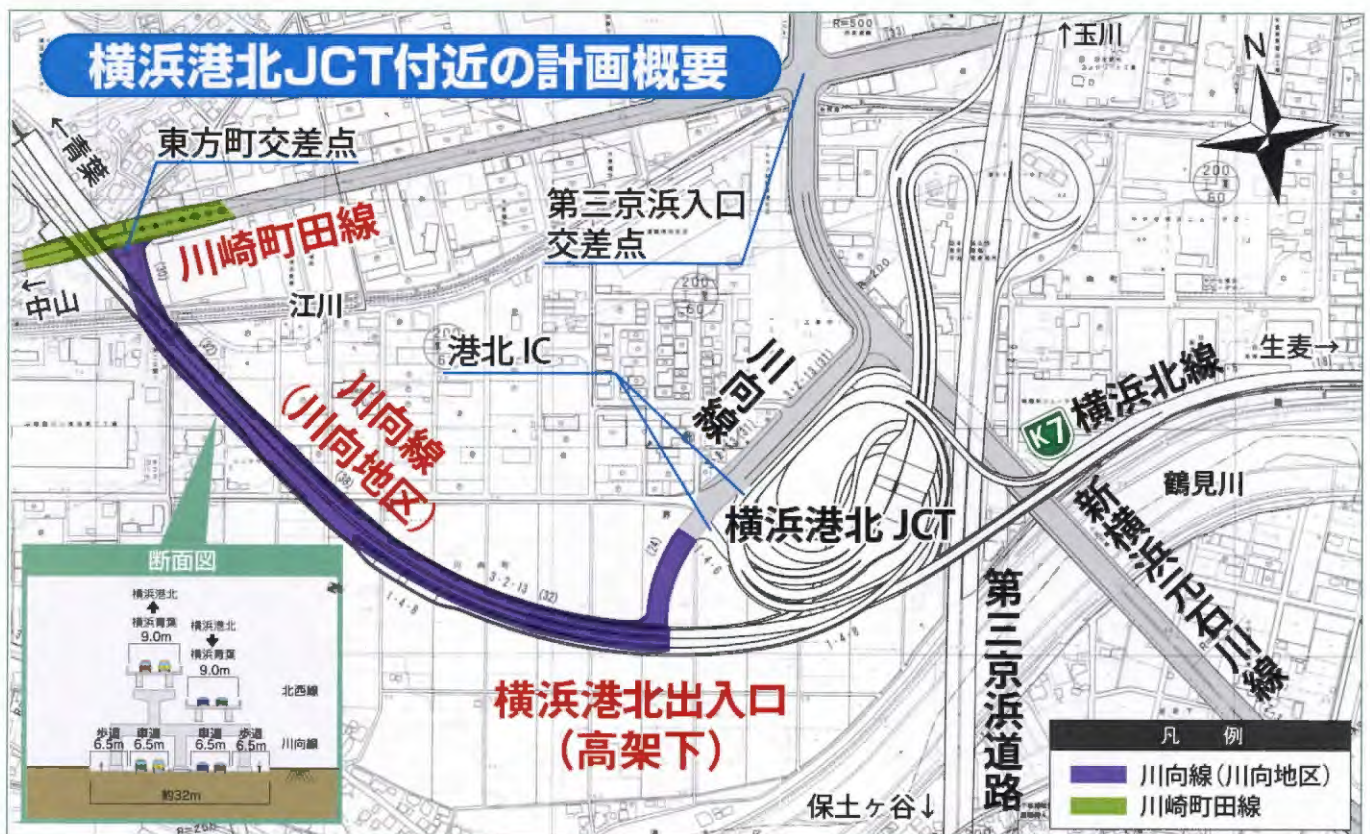
横浜港北出入口周辺の交通の流れをスムーズにするために、**緑**横浜北西線の出入口と接続する関連街路を横浜市が整備します。関連街路は、**緑**横浜北西線の事業進捗に合わせて整備を進めます。

川向線(川向地区)

横浜港北ジャンクションには、**緑**横浜北西線・**緑**横浜北線に乗り降りできる横浜港北出入口を新設します。横浜港北出入口と川崎町田線および新横浜元石川線を結ぶために、**緑**横浜北西線の高架下等に川向線(川向地区)を整備します。

川崎町田線(関連外郭部)

川崎町田線(中山方面)から、川向線へスムーズに行くことができるように、東方町交差点の右折レーンを2車線に増設します。



横浜市地形図複製承認番号 令元建都計第9022号

都市計画道路名称	3・2・13号 川向線 (川向地区)	3・3・26号 川崎町田線 (関連外郭部)
延長	約890m	約240m
道路構造	往復4車線	往復4車線
幅員	24~38m	27m
事業者	横浜市	横浜市

整備効果

K7 横浜北西線が開通すると…

国際競争力の向上

K7 横浜北線と一体となって、E1 東名高速道路と新横浜都心（陸）、横浜港（海）、及び羽田空港（空）が直結してネットワークが強化され、国際競争力の向上が期待されます。



アクセス性の向上・物流効率化

E1 東名高速道路から横浜港への所要時間が短縮し、E1 東名高速道路から横浜港へのアクセス性が大幅に向上して物流の効率化が図られ、横浜港の発展および経済活性化が期待されます。



※速度は60km/hとしています。

※所要時間は実測です。測定ルートは保土ヶ谷バイパス～K3狩場線～B湾岸線を利用しています。

災害時等の道路ネットワークの信頼性向上

災害時における道路ネットワークの信頼性が向上し、全国から市内各地への救援や物資の輸送ルートが多重化され、災害に対する備えが充実します。また、初期救急医療体制となる災害拠点病院へのアクセス性が向上し、救急搬送を支援します。



保土ヶ谷バイパス等の交通渋滞の改善・沿線地域の生活環境の改善

保土ヶ谷バイパスなどの並行道路およびK7 横浜北西線沿線地域からの交通転換が図られ、交通渋滞や生活環境の改善が期待されます。



これまでの取り組み・事業の流れ

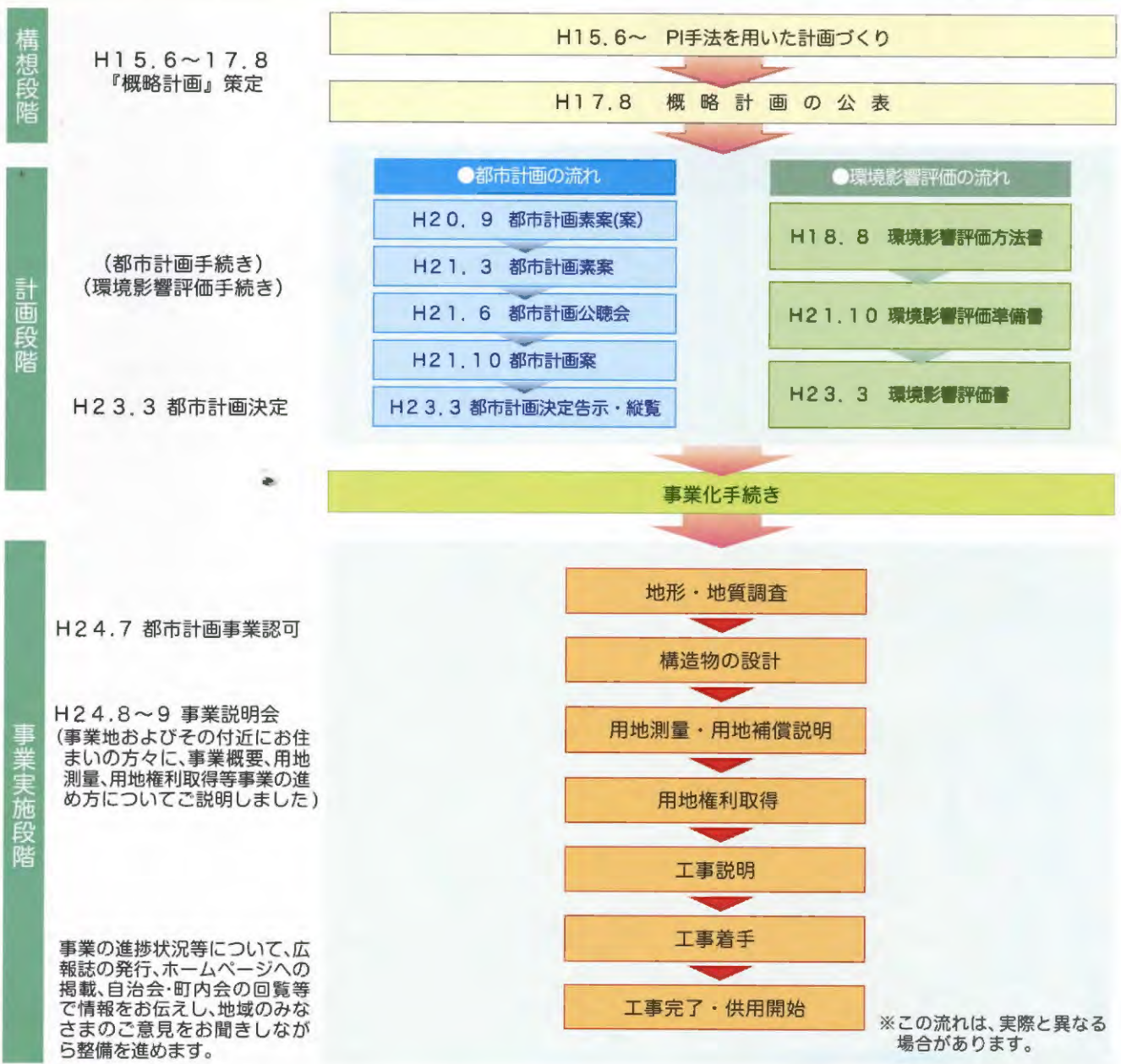
- 横浜市と首都高速道路株式会社等が平成15年度よりPI*（パブリックインボルブメント）手法を導入し、構想段階から市民等のみなさまに情報を提供しつつ広くご意見をお聴きしながら、ルートや構造等について検討を行い、平成17年8月に「概略計画」を公表しました。
- 「概略計画」策定後、法に基づき都市計画及び環境影響評価*の手続きを進め、平成23年3月に都市計画決定されました。
- 平成24年7月に都市計画事業認可を受け、調査・設計および用地権利取得等を進めました。

●PI(パブリックインボルブメント)

PIとは、計画づくりの初期の段階から、関係する市民等のみなさまに情報を提供しつつ、広くご意見を聴き、それらを計画づくりに反映することです。

●環境影響評価(環境アセスメント)

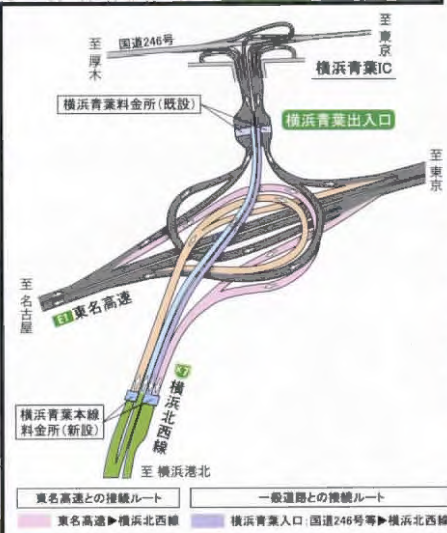
環境影響評価とは、道路等の大規模な事業を実施する前に、事業が周辺環境に及ぼす環境について調査・予測・評価し、その結果を踏まえてより良い事業計画をつくるための制度です。



K7

横浜北西線

～計画路線マップ～



東名高速との接続ルート
 東名高速→横浜北西線
 横浜北西線→東名高速
 一般道路との接続ルート
 横浜青葉入口 国道246号等→横浜北西線
 横浜北西線→横浜青葉出口 横浜北西線→国道246号等



完成イメージ

横浜青葉ジャンクション 横浜青葉出入口

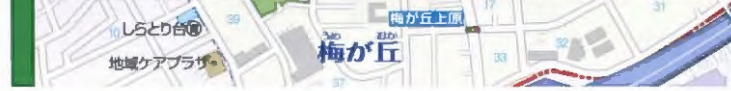
横浜青葉ジャンクション



完成イメージ

北八朔換気所

構造：地上1階 地下2階
 高さ(地表面より)：7.0m (換気塔部は10.0m)





H J K L M

1
2
3
4

中川(4)

中川(5)

中川(6)

中川(7)

中川(8)

中川中央(1)

中川中央(2)

中川中央(3)

中川中央(4)

中川中央(5)

中川中央(6)

中川中央(7)

中川中央(8)

牛久保西(2)

牛久保西(1)

牛久保東(1)

牛久保東(2)

牛久保東(3)

牛久保東(4)

牛久保東(5)

牛久保東(6)

牛久保東(7)

牛久保東(8)

牛久保東(9)

牛久保東(10)

牛久保東(11)

南山田(1)

南山田(2)

南山田(3)

南山田(4)

南山田(5)

南山田(6)

南山田(7)

南山田(8)

南山田(9)

南山田(10)

南山田(11)

南山田(12)

南山田(13)

茅ヶ崎東(4)

茅ヶ崎東(5)

茅ヶ崎東(1)

茅ヶ崎東(2)

茅ヶ崎東(3)

茅ヶ崎東(4)

茅ヶ崎東(5)

茅ヶ崎東(6)

茅ヶ崎東(7)

茅ヶ崎東(8)

茅ヶ崎東(9)

茅ヶ崎東(10)

茅ヶ崎東(11)

勝田南(2)

勝田南(1)

勝田南(3)

勝田南(4)

勝田南(5)

勝田南(6)

勝田南(7)

勝田南(8)

勝田南(9)

勝田南(10)

勝田南(11)

勝田南(12)

勝田南(13)

仲町台(1)

仲町台(2)

仲町台(3)

仲町台(4)

仲町台(5)

仲町台(6)

仲町台(7)

仲町台(8)

仲町台(9)

仲町台(10)

仲町台(11)

仲町台(12)

仲町台(13)

早測(3)

早測(2)

早測(1)

早測(4)

早測(5)

早測(6)

早測(7)

早測(8)

早測(9)

早測(10)

早測(11)

早測(12)

早測(13)

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

新吉田

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

港北区

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小

新田小



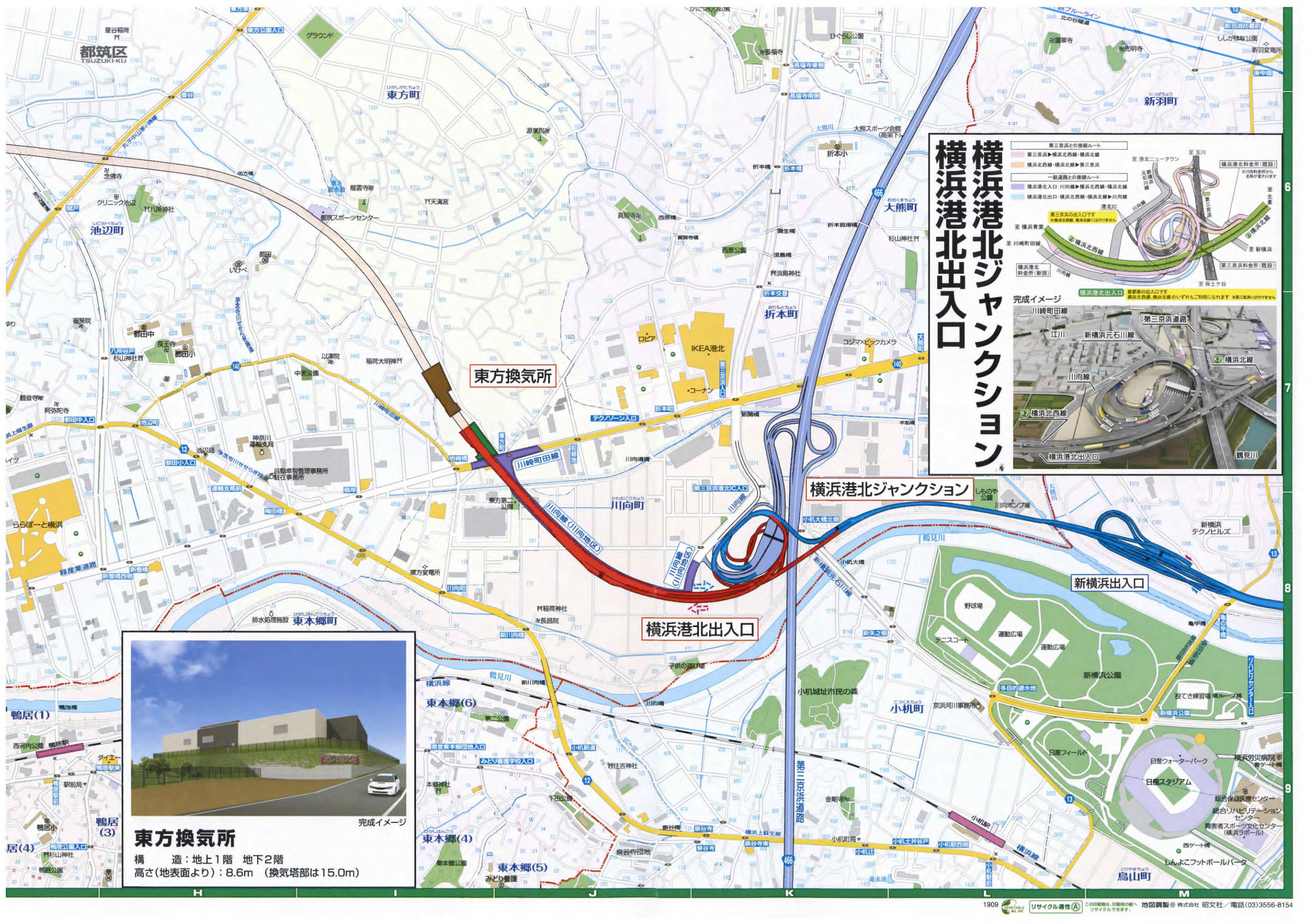
- 凡例**
- ⑦ 横浜北西線高架部・土工部
 - ⑦ 横浜北西線トンネル部
 - ⑦ 横浜北線
 - 出入口周辺の街路
 - 換気所
 - 環境施設帯
 - ⇄ 出入口(計画)
-
- JR
 - 私鉄
 - 地下鉄
 - 有料道路
 - 国道
 - 県道・主要地方道等
 - 一般道
 - 区界
 - 町・大字界
 - 丁目界
-
- 区役所
 - ⊗ 警察署
 - × 交番駐在所
 - 〒 郵便局
 - ⊗ 消防署
 - ★ 消防分署
 - 官公署
 - ⊗ 学校
 - ⊗ 幼稚園
 - ⊗ 保育園
 - ⊗ NTT
 - ⊗ 神社
 - ⊗ 寺院
 - ✝ キリスト教
 - ⊕ 墓地

お問合せ先
 横浜市
 道路局 横浜環状北西線建設課
 TEL.045-671-3630 / FAX.045-651-3269
 〒231-0017
 横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル5階

首都高速道路株式会社
 神奈川建設局 調査・環境課
 TEL.070-2153-1759 / FAX.045-439-0772
 〒221-0013
 横浜市神奈川区新子安1-2-4
 オルトコハマビジネスセンター3階
 受付時間：平日9:00～17:00

2019年9月作成

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分1地形図及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元簡使、第117-D051228号)



横浜港北ジャンクション 横浜港北出入口



東方換気所

横浜港北ジャンクション

横浜港北出入口

新横浜出入口



東方換気所
 構造：地上1階 地下2階
 高さ(地表面より)：8.6m (換気塔部は15.0m)

完成イメージ



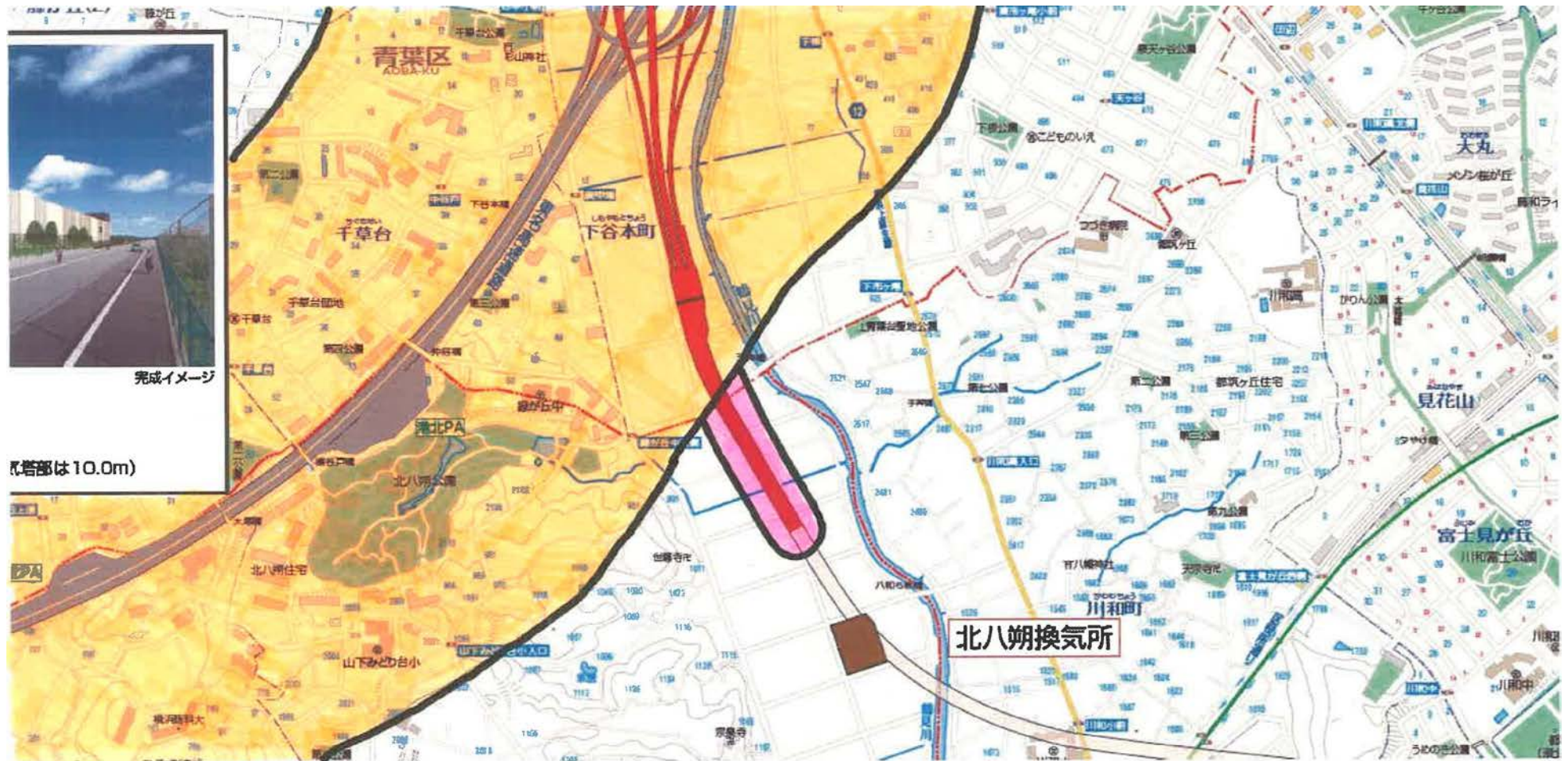
港北ジャンクション付近の禁止地域の指定範囲について



※ピンク色の部分が北西線の禁止地域の指定範囲の予定です。

黄色の部分は第3京浜道路により既に禁止地域に指定している範囲です。

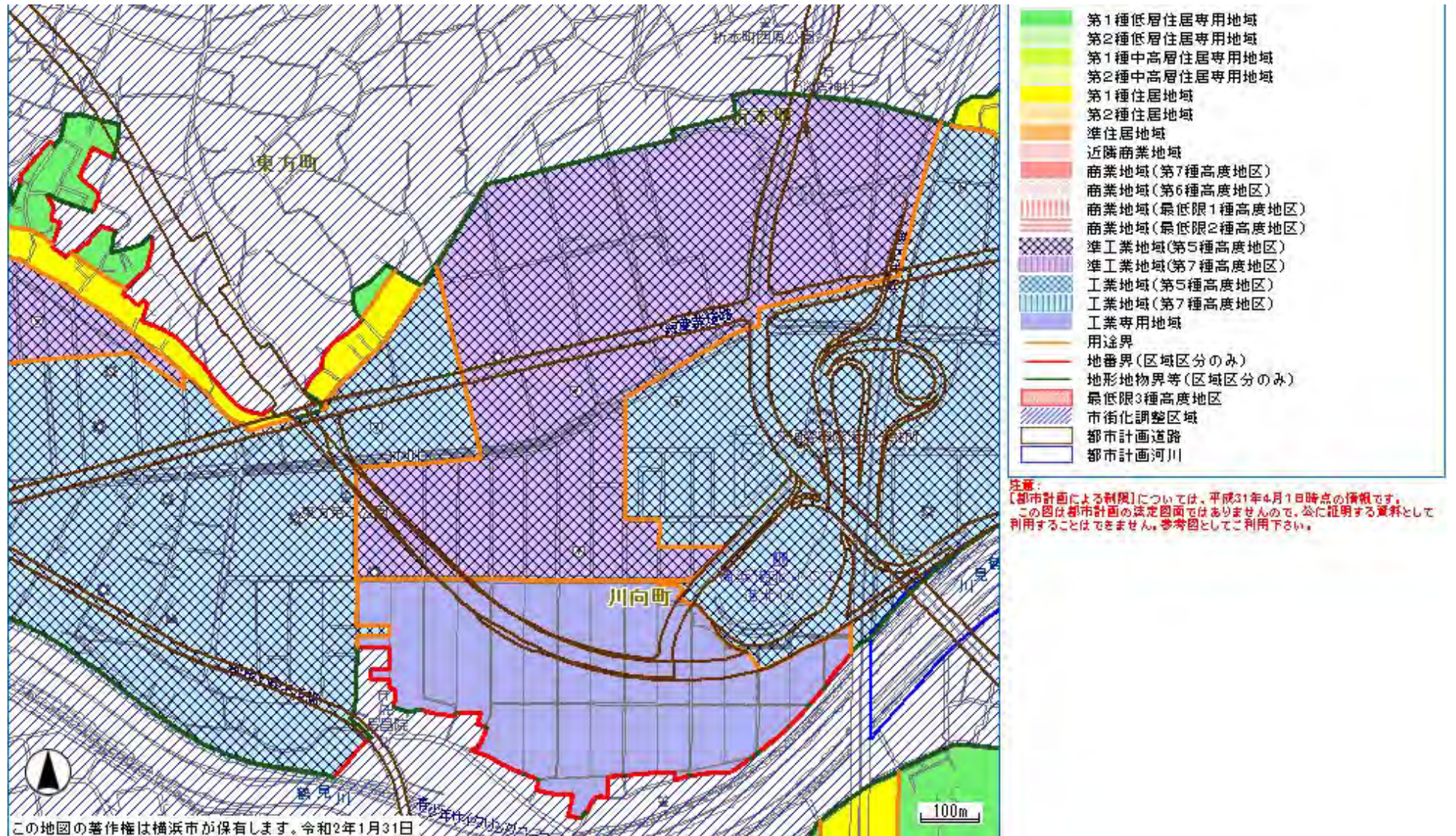
青葉ジャンクション付近の禁止地域の指定範囲について



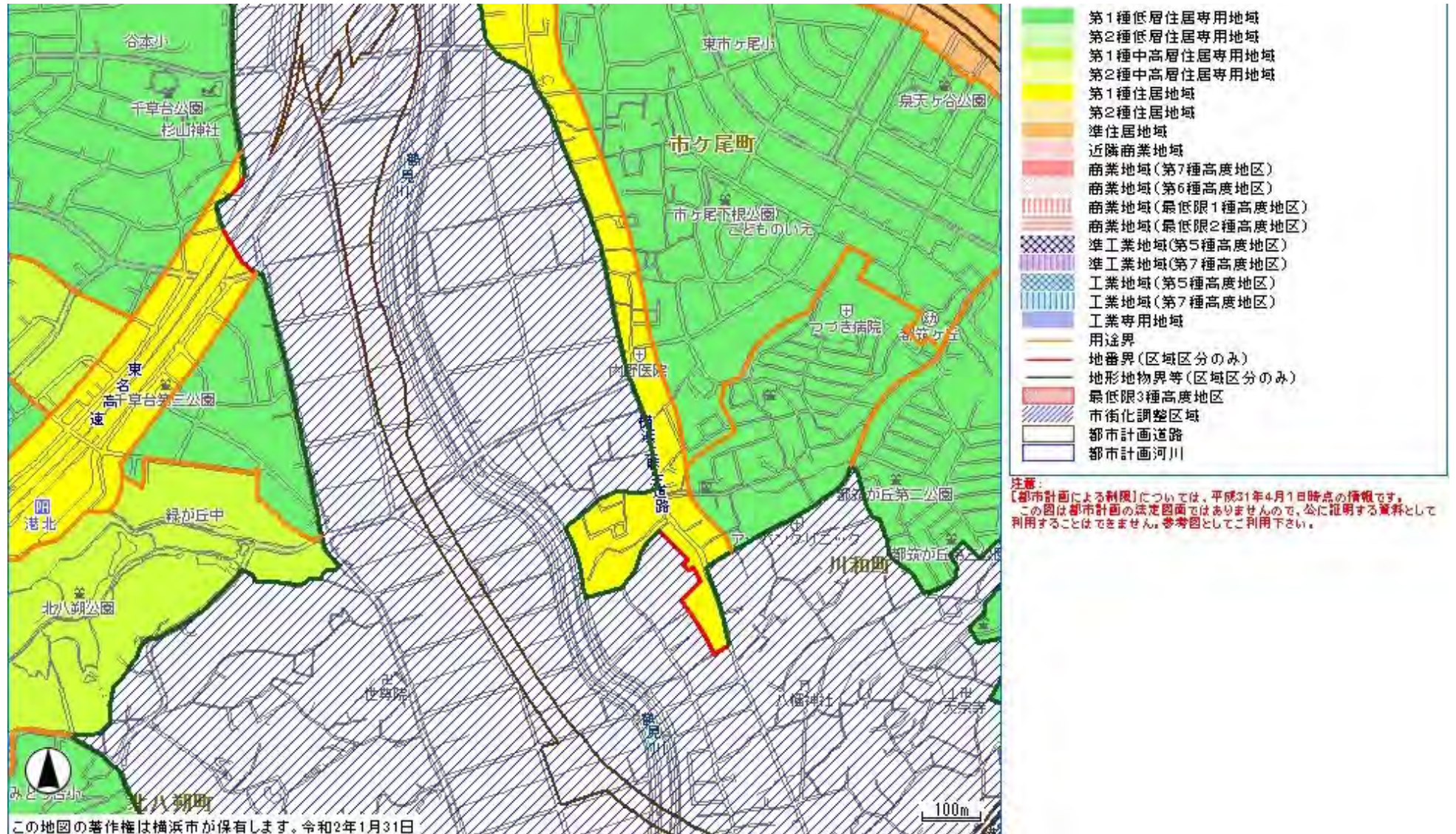
※ピンク色の部分が北西線の禁止地域の指定範囲の予定です。

黄色の部分は第3京浜道路により既に禁止地域に指定している範囲です。

港北ジャンクション付近の用途地域について



青葉ジャンクション付近の用途地域について



照明塔に設置する屋外広告物について

1 特例許可を行おうとする屋外広告物について

横浜公園内に設置されている照明塔へ横浜 DeNA ベイスターズ関連の屋外広告物を設置します。

※照明塔は条例第 7 条第 1 項第 8 号に規定する禁止物件に該当します。

2 特例許可の条件（条例第19条）への適合性

(1) やむを得ないと特に認められるか

本広告物は、横浜市の「スポーツ振興、支援」に資するものであり、条例第19条第1項に規定する「その他の理由」により、やむを得ないと認められる広告物と考えます（従前からの考え方のおり）。

(2) 景観を阻害しないか

照明塔の広告は、過去の審議会で、球場を持つ横浜公園の環境特性に合っており景観を阻害しないと認められたデザインを踏襲しています。

【参考】これまでの経過

広告物の設置		審議会での審議
年月	場所	
25 年 3 月	照明塔	第 49 回（25 年 3 月）
26 年 3 月	照明塔	第 52 回（26 年 1 月）
27 年 3 月	照明塔	第 54 回（27 年 1 月）
28 年 3 月	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	第 56 回（28 年 1 月）
29 年 3 月	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	第 58 回（29 年 1 月）
30 年 3 月	照明塔、人工台地上の仮囲い	第 60 回（30 年 2 月）
30 年 3 月	照明塔	第 62 回（31 年 2 月）

※人工台地上のトイレ及び仮囲いは撤去済み。

※人工台地



〈 参考条文 〉

○屋外広告物法

(広告物の表示等の禁止)

第三条 省略

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一～四 省略

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 省略

○横浜市屋外広告物条例

(禁止物件)

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(8) 送電塔、テレビ塔、照明塔 その他これらに類するもの

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる 広告物等 又はその表示若しくは設置が 公益上の理由 その他の理由によりやむを得ないと特に認める 広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項 (前条第3項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、第9条第1項 又は前条第1項若しくは第2項 の許可をすることができる。

2 市長は、前項の規定により第9条第1項 又は前条第1項若しくは第2項 の許可をしようとするときは、あらかじめ、第47条第1項に規定する 横浜市屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

横浜スタジアム 景観シミュレーション



2020.2.5

YOKOHAMA DeNA BAYSTARS

照明塔看板



※こちらは2019年の
デザインです

照明塔看板の掲出場所とサイズは2019年と変わらない予定。
デザインに関しては、すべての看板（または4・5・6柱）が
ロゴver.になる可能性あり。※2019年は5号柱のみロゴver.

【看板のサイズ】

●2・3号柱

上面：W((上底)2.298m×(下底)3.2281m)×H3.620m

下面：W((上底)3.248m×(下底)3.5323m)×H3.420m

●4・5・6号柱

上面：W((上底)3.370m×(下底)3.640m)×H3.520m

下面：W((上底)3.680m×(下底)3.950m)×H3.520m

5号柱看板の掲出イメージ

現状



2019年



2020年(案)



▼通常ロゴ



2019年は70thロゴを使用。

2020年は通常ロゴに変更。

ラグビーワールドカップ 2019 に伴う広告物活用地区制度の活用について

ラグビーワールドカップ 2019 に伴う広告物活用地区制度の活用については、第 62 回横浜市屋外広告物審議会において、その指定を認める方向でご了承いただきました。

これを受けて、令和元年 7 月 12 日付で告示を行いましたので、その効果をご報告します。

1 制度の概要

広告物活用地区は、活力ある街並みを形成するため、屋外広告物を積極的に活用する区域を指定する制度です。そして、当該区域内の屋外広告物の固有の基準を定めることができ、屋外広告物条例に規定する基準を緩和することができます。

この制度を活用することにより、大型の屋外広告物などを掲出することができ、ラグビーワールドカップ 2019 を盛り上げることができました。

2 活用事例

- ・ 壁面看板



横浜国際総合競技場

・ 広告板
桜木町駅前



・ 壁面看板
桜木町駅前



・ 広告旗
新横浜駅ペ
DESTORIA
ンデッキ



・ 広告幕
新横浜駅ペ
DESTORIA
ンデッキ



・ 壁面看板
横浜国際総合
競技場



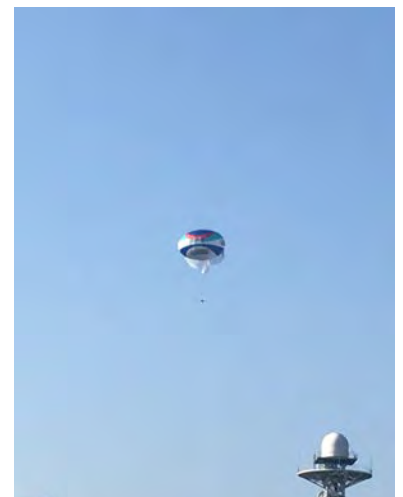
・ 壁面看板
横浜国際総合
競技場



・ 壁面看板
横浜国際総合
競技場



・ アドバルーン
横浜国際総合
競技場



商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について

商店街の店舗の看板は、規模が小さく、その多くは屋外広告物許可申請が不要となります。そのため、商店街の店舗の多くが、許可申請の際に必要な、看板の点検を行っていないと考えられます。そこで、平成30年度より、商店街、一般社団法人神奈川県広告美術協会（広告業団体）、横浜市と一緒に地元商店街を歩き、実際に看板を見ながら、日頃の点検ポイントを解説することで、商店街に存する看板の安全性を高め、市民の安全を図ることを目的とする「安全点検まち歩き」を実施しています。

今年度も実施に当たり、看板の安全性のPRを兼ね、募集チラシを横浜市商店街総連合会に加盟するすべての商店街（260団体）に送付しました。

1 スケジュール

令和元年6月 商店街にチラシ（別添）を配布して募集
8月 申込締切 ⇒ 5団体から応募あり
10～12月 安全点検まち歩きを実施

2 実施商店街

実施日	商店街	加盟店舗数 (単位：件)	参加者（単位：名）		
			商店街	専門家	横浜市
10月28日	弘明寺商店街協同組合	118	5	4	2
11月11日	中華街関帝廟通り会	60	4	6	2
11月18日	杉田商店街	84	4	5	2
11月25日	イセザキ・モール1・2st	130	4	4	2
12月9日	菊名東口商栄会	79	7	5	2

3 当日の流れ

- (1) 商店街の会議室等を利用し、スライドを用いた事前説明
 - ア 屋外広告物落下事故等の例について
 - イ 屋外広告物の安全点検箇所のポイントについて
- (2) まち歩き(実地確認)
 - 安全管理上問題のある看板の指摘
- (3) まち歩きの振り返り

募集

みんなで守ろう商店街を！



屋外広告物の安全点検まち歩き

屋外広告物(看板)の落下事故が全国的に発生しており、中には人命に関わるような重大事故となったケースもあります。看板を設置してから年数が経ち、見慣れてしまうと、安全かどうかを意識することも少ないかもしれません。

しかし、**事故を起こさないためにも日頃の点検は大切**です。

そこで、横浜市では、屋外広告物の専門家(屋外広告士等)と協力して、「**安全点検まち歩き**」を実施することとしました。

「安全点検まち歩き」は、商店街の看板を単に専門家が点検するのではなく、商店街の皆様にも一緒に商店街を歩いていただき、実際の看板を見ながら、日頃チェックすべきポイントなどをお伝えさせていただくものです。

実施は申込制です。是非この機会をご活用ください。

※申込方法は裏面をご覧ください。



お店の顔である看板を一緒に点検しましょう！

※申込後の流れ

- (1) 実施時期をご相談します。
(年内を予定しております)
 - (2) 実施時期の決定後、専門家が事前に調査します。
 - (3) 商店街の皆様、専門家、横浜市と一緒にまちを歩きながら看板の点検をします。
(商店街の大きさにもよりますが、2～3時間ほどお時間を頂きます)
 - (4) 後日、横浜市から商店街に報告書を提出します。
- (注1) 今回の取組では、看板を取り外すような専門的な点検は行いません。歩きながら目視による点検となります。
- (注2) 点検費用について、商店街の負担はありません。

申込方法

電話、郵送、ファックス、Eメール、直接来庁のいずれかで必要事項とともにお申し込みください。

横浜市商店街総連合会に加盟する商店街から5団体ほど募集いたします。

応募多数の場合は先着順となります。

申込締切日:令和元年8月30日(金)

<必要事項>

商店街名、担当者名（ふりがな）、電話番号

<申込先・お問い合わせ先>

電話番号：045-671-2648

ファックス：045-550-4935

Eメール：tb-okugai@city.yokohama.jp

直接来庁：横浜市都市整備局景観調整課（中区港町1-1 市庁舎6階）

<アクセス>



- ・JR根岸線関内駅から徒歩1分
- ・横浜市営地下鉄関内駅から徒歩3分

屋外広告物の安全点検まち歩き 申込書

商店街名※		(所在区) (店舗数)
連絡担当者	ふりがな 氏名※	
	電話番号※	
	Eメール	

※必ずご記入ください。

このままファックスでお送りいただければ結構です (FAX 045-550-4935)

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします!



平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重症を負わせる事故が発生しました。屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう!

安全管理って
何をすればいいの..

危険の兆候をチェック!

早期発見が事故を防ぎます

サビ

鉄骨やボルト
のサビは
破損の第一歩



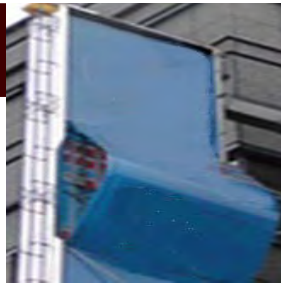
汚れ

サビ汁が
たれていたら、
内部が腐食している
かも?!



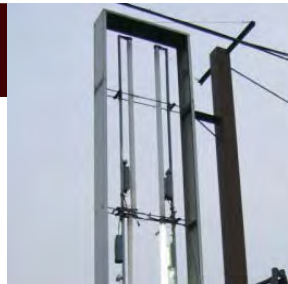
ズレ・欠落

盤面のズレや
取付具の欠落は
落下の前触れ



照明不点灯

漏電の場合は
火災の危険も



サビが出てるけど、
どう対処したら..

見つけたら専門家に相談!

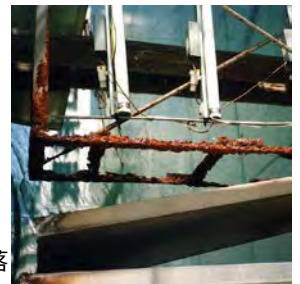
早期対応が費用を抑えます

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、
放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかり、
事故が発生した場合は賠償責任を問われることもあります。

ポール看板の倒壊



袖看板の底部脱落



今は大丈夫だけど、
定期点検って忘れそう

継続申請時に総合点検!

スケジュール化で持続可能に

看板は会社やお店の「顔」です。
いつでもきれいであるために、保守点検のスケジュール化が有効です。
屋外広告物継続許可申請のタイミングでしっかりと安全点検を行いましょう!
定期的なメンテナンスで、あなたの看板は美しく長持ち!

専門家に
見てもらいたいな

屋外広告業登録業者をご活用ください

横浜市では、屋外広告業者の登録制度を導入し、不良業者の排除と優良業者の育成を推進しています。

安全管理に関するご相談やメンテナンスは、登録業者に頼みましょう！

登録業者は横浜市のウェブサイトで確認できます。

屋外広告業登録業者一覧 又は 特例屋外広告業届出業者一覧 で検索

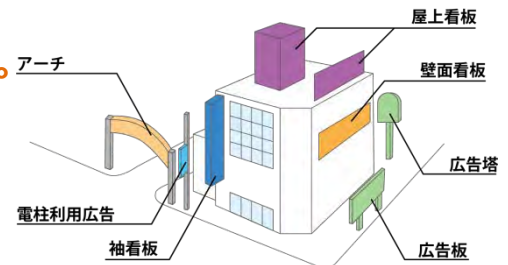
- 一般社団法人 神奈川県広告美術協会
電話：0463(74)4575
- 横浜市屋外広告美術協同組合
電話：045(261)8202

屋外広告物の
ルールについて

屋外広告物の主なルールについて

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を図ることに努めています。

- 広告物等を表示又は設置するときは横浜市長の許可が必要です。
- 屋外広告物は、用途地域別の大きさ等の制限があります。
- 横浜市内で屋外広告業を営む方は、横浜市に登録又は特例届出が必要です。
- 法や条例に違反した場合には、罰則があります。



屋外広告物に関する事は
どこに聞けばいいの？

屋外広告物の許可申請窓口にお問い合わせください



横浜市 都市整備局 景観調整課（屋外広告物担当）

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎6階

電話 045-671-2648

FAX 045-663-8641

E-mail tb-

okugai@city.yokohama.jp <http://www.city.yokohama.lg.jp/tos/hi/keicho/okugaikoukou/>